

平成27年度

財政健全化審査意見書

経営健全化審査意見書

福山市監査委員

福 監 査 意 見 審 第 2 号
2 0 1 6 年（平成28年）8月19日

福 山 市 長 羽 田 皓 様

福山市監査委員	近 藤 洋 児
福山市監査委員	山 下 清
福山市監査委員	稲 葉 誠一郎
福山市監査委員	瀬 良 和 彦

平成27年度財政健全化審査及び経営健全化審査
意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成27年度財政健全化審査意見	頁
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
平成27年度経営健全化審査意見	
第1 審査の対象	2
第2 審査の期間	2
第3 審査の方法	2
第4 審査の結果	2
審査結果の概要及び意見	
1 財政健全化法の概要	3
2 健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
3 資金不足比率	7
4 むすび	8
参考資料	
各指標の対象範囲	9

平成27年度財政健全化審査意見

第1 審査の対象

平成27年度健全化判断比率

平成27年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

2016年（平成28年）8月1日から同年8月19日まで

第3 審査の方法

送付を受けた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

各比率については、次のとおりである。

健全化判断比率		単位：%		
区 分	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準	
実質赤字比率	—	—	11.25	
連結実質赤字比率	—	—	16.25	
実質公債費比率	4.7	5.7	25.0	
将来負担比率	—	7.6	350.0	

注：1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、赤字が生じていない場合は「—」と表示している。

2 平成27年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから「—」と表示している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額が黒字となっており、赤字は生じていない。

実質公債費比率については、早期健全化基準を下回っている。

将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担すべき実質的な負債の額は生じていない。

なお、審査結果の概要及び意見は、後記のとおりである。

平成27年度経営健全化審査意見

第1 審査の対象

平成27年度資金不足比率

平成27年度資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

2016年（平成28年）8月1日から同年8月19日まで

第3 審査の方法

送付を受けた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

各会計における資金不足比率については、次のとおりである。

資金不足比率

単位：%

区 分	平成27年度	経営健全化基準
都市開発事業特別会計	—	20.0
集落排水事業特別会計	—	
食肉センター特別会計	—	
商業施設特別会計	—	
病院事業会計	—	
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

注：資金不足が生じていない場合は「—」と表示している。

いずれの会計についても、資金不足は生じていない。

なお、審査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

審査結果の概要及び意見

1 財政健全化法の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を見極める健全化判断指標として、実質赤字比率などの4指標が定められており、一つでも早期健全化基準を超えた場合、健全化計画の策定とともに個別外部監査契約に基づく監査が義務付けられている。加えて、公営企業会計（地方財政法第6条に規定する公営企業の特別会計をいう。以下同じ。）について、経営健全化判断指標として資金不足比率が定められており、これが経営健全化基準を超えた場合も同様の扱いとなる。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率（早期健全化基準…11.25%）

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした比率で、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する実質収支の赤字額（実質赤字額）の割合を示すものである。なお、本市において一般会計等とは、一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計及び誠之奨学資金特別会計である。比率は、次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 ①}}{\text{標準財政規模 ②}}$$

実質収支は、当該年度に属すべき収入と支出の実質的差額のことであり、地方公共団体の財政運営の状況を示している。当年度は実質収支が黒字となることから、実質赤字比率については前年度同様「－」となっている。

単位：千円，%

区 分	平成27年度	平成26年度	対前年度比較
一般会計等の実質赤字額 ①	△ 3,206,697	△ 4,119,619	912,922
一 般 会 計	△ 3,123,872	△ 4,039,071	915,199
母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	0	0	0
誠之奨学資金特別会計	△ 82,825	△ 80,548	△ 2,277
標準財政規模 ②	99,857,792	101,407,639	△ 1,549,847
実質赤字比率	－	－	－
(①/②×100)	(△ 3.21)	(△ 4.06)	(0.85)

注：1 実質赤字比率で、赤字が生じていない場合は「－」と表示している。

2 () 書きは、算式によって算出された数値である。

3 実質赤字額、算出された数値は、実質収支が黒字である場合は負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率（早期健全化基準…16.25%）

連結実質赤字比率は、財産区特別会計を除く全会計を対象とした比率で、各会計の実質収支の赤字額等の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する割合を示すものである。比率は、次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ①}}{\text{標準財政規模 ②}}$$

連結実質赤字額は、次のアとイの合計額である。

ア 一般会計、イを除く特別会計における実質収支の赤字額

イ 地方公営企業法を適用する病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計における、主に流動負債（企業債等を除く）から流動資産を差し引くことにより求められる資金の不足額

当年度は連結実質収支が黒字となることから、連結実質赤字比率については前年度同様「-」となっている。

単位：千円，%

区 分	平成27年度	平成26年度	対前年度比較
一 般 会 計	△ 3,123,872	△ 4,039,071	915,199
母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	0	0	0
誠之奨学資金特別会計	△ 82,825	△ 80,548	△ 2,277
国民健康保険特別会計	△ 1,039,202	△ 1,203,069	163,867
介護保険特別会計	△ 877,945	△ 388,456	△ 489,489
後期高齢者医療特別会計	△ 6,537	△ 8,970	2,433
駐車場事業特別会計	△ 552,579	△ 387,395	△ 165,184
都市開発事業特別会計	△ 278,916	△ 495,819	216,903
集落排水事業特別会計	△ 1,407	△ 889	△ 518
食肉センター特別会計	△ 989	△ 980	△ 9
商業施設特別会計	△ 183,139	△ 194,167	11,028
イ 病 院 事 業 会 計	△ 10,818,513	△ 9,695,746	△ 1,122,767
水 道 事 業 会 計	△ 3,365,859	△ 3,255,651	△ 110,208
工 業 用 水 道 事 業 会 計	△ 5,118,357	△ 5,007,747	△ 110,610
下 水 道 事 業 会 計	△ 1,190,192	△ 166,478	△ 1,023,714
連結実質赤字額 ①=ア+イ	△ 26,640,332	△ 24,924,986	△ 1,715,346
標準財政規模 ②	99,857,792	101,407,639	△ 1,549,847
連結実質赤字比率	-	-	-
(①/②×100)	(△ 26.67)	(△ 24.57)	(△ 2.10)

注：1 連結実質赤字比率で、赤字が生じていない場合は「-」と表示している。

2 () 書きは、算式によって算出された数値である。

3 連結実質赤字額、算出された数値は、連結実質収支が黒字である場合は負の値となる。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準…25.0%）

実質公債費比率は、財産区特別会計を除く全会計及び一部事務組合等を対象とする比率で、一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する割合を示すものである。比率は、次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金①} + \text{準元利償還金②} - (\text{特定財源③} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})}{\text{標準財政規模⑤} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④}} \times 100 \text{ の3か年平均}$$

単位：千円，%

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
地方債の元利償還金①	17,033,503	18,545,719	19,170,165	18,727,476
準元利償還金②	4,918,575	5,265,395	5,705,631	5,768,950
特定財源③	5,435,138	5,320,147	5,422,733	5,332,603
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④	13,723,375	14,542,621	13,919,726	13,657,035
標準財政規模⑤	99,857,792	101,407,639	100,973,512	99,523,761
実質公債費比率 (単年度)	3.24326	4.54538	6.35623	6.41318
実質公債費比率 (3か年平均)	4.7	5.7		

- 注：1 地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費から繰上償還額等を除いた額である。
- 2 準元利償還金とは、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額、公営企業会計を含む特別会計（一般会計等に属する特別会計及び財産区特別会計を除く）、一部事務組合等の地方債の元利償還金に対する一般会計等の実質的な負担額などのことである。
- 3 特定財源とは、都市計画事業の財源として発行された地方債の元利償還金又は準元利償還金に充当される都市計画税などのことである。
- 4 基準財政需要額とは、普通交付税の算定の基礎となるものである。（普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を控除して不足する額が補てんされるもの。）

この比率は、3か年の平均数値で算出し、当年度4.7%で、前年度に比べ1.0ポイント改善している。

単年度の実質公債費比率を見ると、平成27年度は3.24326%で、前年度に比べ1.30212ポイント低下している。これは主に、平成16年度減税補てん債等の地方債の元利償還金の減、公営企業債償還に対する繰出金の減少に伴う準元利償還金の減が、控除項目である元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減を大きく上回ったことによるものである。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準…350.0%）

将来負担比率は、財産区特別会計を除く全会計、一部事務組合及び土地開発公社等を対象とする比率で、一般会計等が将来負担すべき額から、充当可能な財源等を控除した後の実質的な負債の額の標準財政規模に対する割合を示すものである。比率は、次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額①} - \text{充当可能財源等②}}{\text{標準財政規模③} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④}}$$

単位：千円，%

区 分	平成27年度	平成26年度	対前年度比較
将来負担額 ①	239,700,445	252,345,706	△ 12,645,261
地方債の現在高	148,096,315	151,976,192	△ 3,879,877
債務負担行為に基づく支出予定額	1,581,794	1,762,831	△ 181,037
公営企業債等繰入見込額	62,945,896	68,951,614	△ 6,005,718
組合負担等見込額	3,548,624	3,406,007	142,617
退職手当負担見込額	23,296,927	25,633,008	△ 2,336,081
設立法人の負債額等負担見込額	230,889	616,054	△ 385,165
充当可能財源等 ②	252,377,452	245,684,884	6,692,568
充当可能基金額	34,408,486	29,431,762	4,976,724
特定財源見込額	49,914,825	49,516,404	398,421
うち都市計画税	45,574,407	45,079,656	494,751
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	168,054,141	166,736,718	1,317,423
標準財政規模 ③	99,857,792	101,407,639	△ 1,549,847
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	13,723,375	14,542,621	△ 819,246
将来負担比率	—	7.6	△ 7.6
((①-②) / (③-④) × 100)	(△ 14.7)	(7.6)	(△ 22.3)

注： 1 平成27年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから「—」と表示している。

2 () 書きは、算式によって算出された数値である。

3 地方債の現在高は、一般会計等における地方債現在高である。

4 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、地方債現在高に対して普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されると見込まれる額のことである。

当年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、将来負担比率については「—」となっている。

これは主に、公営企業債等の残高減少に伴う繰入見込額の減、将来負担に配慮した発行総額抑制等による地方債の現在高の減などにより将来負担額が減少したことと、教育環境整備基金の創設等充当可能基金額の増などにより充当可能財源等が増加したことによるものである。

3 資金不足比率（経営健全化基準…20.0%）

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する割合を示すものである。比率は、次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 ①}}{\text{事業の規模 ②}}$$

いずれの会計においても資金不足は生じていないことから、資金不足比率は「－」となっている。

単位：千円，%

区 分		資金の不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 (①/②×100)	
都市開発事業特別会計	平成27年度	△ 278,916	67,947	－	(△ 410.4)
	平成26年度	△ 495,819	24,529	－	(△ 2,021.3)
	対前年度比較	216,903	43,418	－	(1,610.9)
集落排水事業特別会計	平成27年度	△ 1,407	41,789	－	(△ 3.3)
	平成26年度	△ 889	37,140	－	(△ 2.3)
	対前年度比較	△ 518	4,649	－	(△ 1.0)
食肉センター特別会計	平成27年度	△ 989	67,779	－	(△ 1.4)
	平成26年度	△ 980	69,554	－	(△ 1.4)
	対前年度比較	△ 9	△ 1,775	－	(0.0)
商業施設特別会計	平成27年度	△ 183,139	486,477	－	(△ 37.6)
	平成26年度	△ 194,167	561,393	－	(△ 34.5)
	対前年度比較	11,028	△ 74,916	－	(△ 3.1)
病院事業会計	平成27年度	△ 10,864,409	16,980,635	－	(△ 63.9)
	平成26年度	△ 9,734,681	16,676,640	－	(△ 58.3)
	対前年度比較	△ 1,129,728	303,995	－	(△ 5.6)
水道事業会計	平成27年度	△ 3,365,859	7,743,853	－	(△ 43.4)
	平成26年度	△ 3,255,651	7,942,369	－	(△ 40.9)
	対前年度比較	△ 110,208	△ 198,516	－	(△ 2.5)
工業用水道事業会計	平成27年度	△ 5,118,357	2,815,166	－	(△ 181.8)
	平成26年度	△ 5,007,747	2,781,506	－	(△ 180.0)
	対前年度比較	△ 110,610	33,660	－	(△ 1.8)
下水道事業会計	平成27年度	△ 1,190,192	7,292,613	－	(△ 16.3)
	平成26年度	△ 166,478	6,977,941	－	(△ 2.3)
	対前年度比較	△ 1,023,714	314,672	－	(△ 14.0)

注：1 資金不足比率で、資金不足が生じていない場合は「－」と表示している。

2 () 書きは、算式によって算出された数値である。

3 事業の規模とは、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額をいう。

4 都市開発事業特別会計の資金の不足額は、実質赤字額から販売用土地の収入見込額を控除した額が負（黒字）となった場合、販売用土地の取得、造成のための地方債残高及び他会計長期借入金を加えた額のことをいう。資金不足が生じていない場合「△」表示となる。

5 集落排水事業、食肉センター及び商業施設特別会計における資金の不足額は、実質収支の赤字額のことであり、黒字の場合「△」表示となる。

6 病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の資金の不足額は、決算時に作成される損益計算書でいう未処理欠損金のことではなく、主には流動負債（企業債等を除く）から流動資産を差し引いた資金の不足額のことをいう。資金不足が生じていない場合「△」表示となる。

4 むすび

わが国の経済情勢は、景気が緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は横ばいの状況にある。本市においては、歳入の根幹をなす市税は法人市民税の税制改正や固定資産の評価替えの影響等から減少し、歳出では扶助費や各保険会計への繰出金など社会保障関係費が増加していくなど、本市を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況にある。

本市の平成 27 年度決算に基づく実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないことから該当の数値はない。実質公債費比率は 4.7%で、前年度と比べ 1.0 ポイント改善している。将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担すべき実質的な負債の額が生じていないことから、該当の数値はない。また、資金不足比率はすべての会計で資金不足を生じていないことから、該当の数値はない。このように、いずれの指標も、健全化計画の策定等を義務付けられている早期健全化基準又は経営健全化基準には至っていない。

制度創設以降、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については該当の数字がなく、また、実質公債費比率及び将来負担比率の数値についても、継続した公債費対策などの取組により年々改善し、とりわけ将来負担比率にあっては初めて該当の数値がない状況となったことは、評価できるものである。

人口減少社会が到来しつつある中での高齢者人口の増加、公共施設等サービスの再構築などに伴い、今後も、厳しい財政運営が続くものと見込まれる。こうした中、市制施行 100 周年という大きな節目を迎え、市民に対して「ふるさと福山」への愛着と誇りを高める取組も定着化が図られている。

引き続き、社会経済情勢の動き、時代の変化に対し、鋭敏な感覚を保ち、行政運営方針に掲げる「心の豊かさ」を実感しながら暮らせるまちの実現に向け、中長期的視点に立った健全で持続可能な財政運営に努められるよう要望する。

各指標の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	↑	↑	↑	↑
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計					
公営事業会計		一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	連結実質赤字比率	↓	↑	↑
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
	駐車場事業特別会計						
公営企業会計	公営企業に係る特別会計	法非適用企業	都市開発事業特別会計	実質公債費比率	↓	↑	将来負担比率
		法適用企業	集落排水事業特別会計				
			食肉センター特別会計				
			商業施設特別会計				
	病院事業会計						
		水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
一部事務組合・広域連合	福山地区消防組合		↑	↓	↑	↑	
	広島県後期高齢者医療広域連合						
地方公社・第三セクター等	土地開発公社		↑	↓	↑	↑	
	広島県信用保証協会						
	福山市土地改良区						
	沼隈町土地改良区						
	神辺町土地改良区						